

契約に係る一部書類の押印廃止について

北区では、令和6年4月1日契約締結分(令和5年度に入札執行または見積書の提出を行った案件含む)から、下記①～④の契約に係る書類については、事業者様の押印を廃止することとしました。

【押印廃止対象書類】

- ①見積書
- ②委託完了届
- ③納品書
- ④月別内訳書

※押印廃止対象書類の押印(割印含む)及び発行責任者の署名は不要になりますが、事業者様の社名、住所等の記載(ゴム印、印刷等含む)は引き続き必要ですので、ご注意ください。

※押印廃止対象書類は従前の書式のもを引き続き使用できます。その場合も、押印及び発行責任者の署名は不要になります

※押印廃止対象書類以外の契約関係書類(指名希望申込書、継続(分割)支払票、労働条件等報告書等)の取扱いは従前と変更ございませんので、ご注意ください。

【問い合わせ】 北区総務部契約管財課契約係 電話:03-3908-8695